

新型コロナウイルス感染者の自宅での死亡事案について

今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大において、感染者が自宅で亡くなっていた事案が判明したので報告する。

1 感染者の概要等

- (1) 患者 男性60代（以下「本人」）
- (2) 死亡日 8月中旬

2 経過

- ・ 8月 8日 本人が区内医療機関を受診。PCR検査を受検。
- ・ 8月10日 医療機関から保健所へ発生届の提出。発生届に本人への連絡先の記載がなかったため、医療機関へ照会したが不明であるとの回答。
保健所が把握した電話番号へ架電するも不通。
- ・ 8月11日 架電するも不通。（同居者、連絡先等を探索するが他の連絡先なし）
- ・ 8月12日 架電するも不通。本人宛に保健所へ連絡してほしい旨の手紙を郵送。
- ・ 8月31日 本人からの連絡がないため、架電するも不通。
- ・ 9月 8日 区内警察署より保健所に、自宅死亡の陽性患者の遺体捜索にあたる署員は濃厚接触者に該当するか照会の来電があり、患者の氏名から本人であることが判明。
- ・ 9月17日 監察医務院による死亡診断に基づく人口動態調査死亡小票により、8月中旬に死亡と判明。

3 当時の感染状況等

8月初旬から第5波のピークを迎えており、新規感染者数が1日に400人を超える状況にあり、医療機関の病床のひっ迫による重症患者の入院調整等が困難であった。

通常、保健所からの連絡がつかない感染者へは訪問して状況を確認しているが、本件の確認が徹底されていなかった。

4 その他の事案について

保健所では、9月8日の警察署からの照会を受け、他に同様の事案が存在しないか、精査を行ってきた。本年7月～9月の感染者のうち、自宅療養となった11,572件についての健康観察を見直すとともに、健康観察終了の記録を確認できない61名を訪問した結果、本件以外にはないことを、10月21日をもって確認した。

5 今後の対応について

保健所では、次の感染拡大時の自宅療養者支援の体制を強化するために、「自宅療養者相談センター」の設置や、「酸素療養ステーション」の整備を図った。

また、疫学調査のマニュアルを改訂し、訪問等の安否確認が着実に行われるようチェック体制も含めてスキームを再構築した。今後感染拡大した場合でも、感染者が必要な医療等の対応につながらず、自宅でお亡くなりになることのないよう万全を尽くす。